

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

意見

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで広告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

1)

第2章光IP電話の範囲の、第2節国民に不可欠なサービスの、イ信頼性の、
(イ) 局給電機能の差異について

ここでも述べている様に光IP電話になると、端末に電源が必要で停電時に使用出来ないのは明らかであるが、停電が起きた場合、その復旧作業に当たるのは、NTT東西のような通信事業者でなく電力会社である。要は別会社である。電力会社の復旧を待たないと使えないという状況下で、かつ人命の救助、災害の救援などが発生し、携帯電話も使えない状況下(エリア外等)での光IP電話は、現状の局給電のあるメタル式の電話回線より著しい信頼の低下であると考ええる。

また、近年の気象状況を見ると、都心部では夏のゲリラ豪雨で一部停電があったり、直近では奄美大島にもたらした大雨の影響で生活インフラそのものが使えなくなる事態も発生している。天災、地震などによる影響はこればかりではないが、電波法の目的外通信（第52条の四）にある非常通信を使うことは最終手段であって、光IP電話(光IP公衆電話含む)も携帯電話も(エリア外、通話制限で)使えないといった信頼性であってはならないと考える。

2)

第6章「光の道」構想について

現段階では「光の道」構想は光IP電話となっているが、上記の意見から、いまの光IP電話が最良か？ということ再度を検討して頂きたいと考える
もし、いまの光IP電話を推し進めたいのであれば、光ファイバーを通る光のエネルギーで端末に必要な電力が供給できる技術の開発をし、局給電機能が出るさらなる発展型の光IP電話の開発をすべきと考える。

以上